

番 号：140633

国 名：ベトナム

担当部署：産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ

案件名：法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ3 詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格 付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年9月上旬から2014年10月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.37M/M、合計 0.87M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 5日 現地業務期間 11日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月20日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 9点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 1点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

| | |
|----------|-----------|
| 類似業務 | 各種評価調査 |
| 対象国／類似地域 | ベトナム/全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

我が国はベトナムにおいて、1996年より主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成について協力を行ってきた（2007年3月までの間、ベトナム法整備支援プロジェクトフェーズ1（1996～1999年）、同フェーズ2（2000～2003年）及び同フェーズ3（2003年～2007年）を実施。）。これらのプロジェクトにおいて起草支援した改正民法は2005年6月に国会にて可決・成立し、同じく支援を行った民事訴訟法は2004年11月に国会にて可決・成立したほか、法曹実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成などの成果が着実に生じた。ただし、整備された法令を執行・運用する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況も見受けられ、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要があったことから、2007年4月から2011年3月にかけて、司法省（MOJ）・最高人民裁判所（SPC）・最高人民検察院（SPP）を主なカウンターパートとした「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1」（以後、「フェーズ1」という。）を実施した。

フェーズ1の成果として、地方の現状や課題を抽出し対処するノウハウが中央司法関連機関に一定程度蓄積されたが、中央司法関連機関がそのノウハウを使い、全国的な課題の抽出や改善策の検討を行えるようになること、及びその一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着することを目指し、2011年4月より「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」を実施している（同プロジェクトは2015年3月まで実施予定。以下「本プロジェクト」という。）。

今般、フェーズ2の後継案件としてフェーズ3（仮）が採択された。フェーズ3では、これまでの協力の成果を基盤として、ベトナムの司法改革戦略を引き続き支援することを目指している。特に2013年の憲法改正成立後に想定される様々な改革に対する支援を通じ、ベトナムの改革努力を一層後押しすることは有意義であり、2014年7月に実施する終了時評価の結果も踏まえ、他分野とも補完しあう支援内容を検討する。

今回実施する詳細計画策定調査は、2015年4月の技術協力プロジェクト開始を念頭に、プロジェクトの詳細活動計画（案）についてベトナム側カウンターパート機関（C/P機関）として想定される司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会その他関係機関と協議・合意し、その内容をミニッツ（M/M）として取り纏め、署名・交換することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の業務を行うとともに、評価5項目に基づく事前に必要なデータ・情報を収集、整理し分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2014年9月上旬～中旬)
 - ア 要請背景・内容を把握する(関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
 - イ 現地調査で収集すべき情報を検討し、監督職員とも協議の上、ベトナム関係機関等調査対象に対する質問票(英文)を作成する。
 - ウ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
 - エ PDM(案) (和文、英文)、PO(案) (和文、英文) 及び事業事前評価表(案) (和文) の担当分野関連部分を作成する。
 - オ 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
 - カ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣期間(2014年9月下旬～10月上旬)
 - ア JICAベトナム事務所等との打合せに参加する。
 - イ ベトナム関係機関との会議及び現地調査に参加し、担当分野にかかる情報・資料を収集する。
 - ウ ベトナム関係機関等との会議の議事録作成に協力する。
 - エ PDM (案) (和文、英文)、PO (案) (和文、英文)、R/D (Record of Discussions) (案)

- 及びM/M（案）の作成に協力する。
- オ ベトナム関係者との協議で合意された内容につき、R/D及びM/Mの取りまとめに協力する。
- カ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- キ 担当分野に係る現地調査結果をJICAベトナム事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2014年10月上旬～10月中旬）
- ア 事業事前評価表（案）（和文）作成に協力する。
- イ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ウ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。
- エ 詳細計画策定調査報告書のとりまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給する（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載願います）。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は現時点では9月21日～10月1日を想定している。（注：出発日・調査期間ともに変更の可能性あり。）

2) 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下のとおり。

- a) 総括（JICA）
- b) 法整備支援（JICA）
- c) 協力企画（JICA）
- d) 司法制度（法務省）
- e) 評価分析（コンサルタント）

3) 便宜供与内容

JICAベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舎手配
あり
- ③ 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- ④ 通訳備上
日本語⇄ベトナム語の通訳を提供
- ⑤ 現地日程のアレンジ
機構にてアレンジ。
- ⑥ 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

（２） 提供資料

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

(<http://libopac.jica.go.jp/>)

- ・ 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト 事前評価調査・実施協議報告書」
(2007年4月)
- ・ 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト 中間レビュー調査報告書」 (2009年7月)
- ・ 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト 終了時評価調査報告書」 (2010年8月)
- ・ 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査報告書」
(2011年2月)
- ・ 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2 中間レビュー調査報告書」
(2013年11月)
- ・ 「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2：ベトナム六法」 (2013年3月)

（３） その他

業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。

以 上